入札説明書

【一般競争入札(総合評価落札方式 -ランプサム型)】

業務名称: コンゴ民主共和国キンシャサ市道路セクターに

かかる情報収集・確認調査(一般競争入札(総

合評価落札方式 - ランプサム型))

調達管理番号: 23a00153

【内容構成】 第1章 入札の手続き

第2章 特記仕様書

第3章 技術提案書作成要領

本説明書は、「独立行政法人国際協力機構(以下、JICAという)」が、民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法について説明したものです。

本件業務の発注においては、競争参加者が提出する技術提案書に基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価した技術評価点と、同じく競争参加者が提出する入札書に記載された入札金額に基づいた価格評価点との総合点により落札者を決定することにより、JICAにとって最も有利な契約相手方を選定する入札方式を採用します。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係る技術提案書及び入札書の提出を求めます。

2023 年 5 月 10 日 独立行政法人国際協力機構 調達·派遣業務部

第1章 入札の手続き

1. 公告

公告日 2023年5月10日

2. 契約担当役

理事 井倉 義伸

3. 競争に付する事項

(1)業務名称:コンゴ民主共和国キンシャサ市道路セクターにかかる情報収集・確認調査(一般競争入札(総合評価落札方式 -ランプサム型))

- (2) 業務内容:「第2章 特記仕様書」のとおり
- (3) 適用される契約約款:

「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、契約書では消費税を加算します。(全費目課税) ¹

(4) 契約期間 (予定): 2023年7月から2024年3月

上記の契約履行期間を分割する想定はありませんが、競争参加者は、業務実施のスケジュールを検討のうえ、契約履行期間の分割を提案することを認めます。 契約履行期間の分割の結果、契約履行期間が 12 ヵ月を超える場合は、前金払の上限額を制限します。具体的には、前金払については分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を設定する予定です。

なお、新型コロナウイルス感染拡大等による影響により、本入札説明書に記載 の業務スケジュール等を変更する必要が生じる場合には、必要な調整を行います。

(5) ランプサム(一括確定額請負)型契約

本件について、業務従事実績に基づく報酬確定方式ではなく、当該業務に対する 成果品完成に対して確定額の支払を行うランプサム(一括確定額請負)型にて行い ます。

4. 担当部署・日程等

(1)選定手続き窓口

調達・派遣業務部 契約第一課

電子メール宛先: outm1@jica.go.jp

担当者メールアドレス: <u>Yamagata.Shigeo2@jica.go.jp</u>

(2) 事業実施担当部

コンゴ民主共和国事務所

¹ 電子入札対象案件では、電子入札システムに入力する金額は税抜きとなりますが、消費税課税取引ですので、最終見積書及び契約書は消費税を加算して作成してください。

(3) 日程

本案件の日程は以下の通りです。

No.	項目	期限日時
1	配付依頼受付期限	2023 年 5 月 16 日 12 時
2	入札説明書に対する質問	2023 年 5 月 17 日 12 時
3	質問への回答	2023年5月22日
4	入札書・技術提案書の提出用	入札書・技術提案書の提出期限日の
	フォルダ作成依頼	4 営業日前から1 営業日前の正午まで
5	入札書(電子入札システムへ	2023 年 5 月 26 日 12 時
	送信)、別見積書・技術提案書	
	の提出日	
6	技術提案書の審査結果の連絡	入札執行の日時の2営業日前まで
7	入札執行の日時(入札会)	2023年6月8日 11時
8	技術評価説明の申込日(落札	入札会の日の翌日から起算して7営業日
	者を除く)	以内
		(連絡先:e-propo@jica.go.jp)

5. 競争参加資格

(1) 各種資格の確認

以下については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン (2022 年 4 月)」を参照してください。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/quideline/consultant/20220330.html)

- 1) 消極的資格制限
- 2) 積極的資格要件
- 3) 競争参加資格要件の確認
- (2) 利益相反の排除

特定の排除者はありません。

(3) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。なお、共同企業体の構成員(代表者を除く。)については、上記(1)の2)に規定する競争参加資格要件を求めません(契約締結までに、法人登記等を確認することがあります)。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届(様式はありません。)を作成し、技術提案書に添付してください。結成届について、構成員の代表者印又は社印の押印が困難な場合、押印の省略を認めますので、押印省略の理由及び共同企業体結成の合意状況について、記載してください

6. 資料の配付依頼

資料の配付について希望される方は、下記 JICA ウェブサイト「業務実施契約の公示にかかる説明書等の受領方法及び競争参加資格確認申請書・プロポーザル・見積書等の電子提出方法(2023年3月24日版)」に示される手順に則り依頼ください(依頼期限は「第1章 企画競争の手続き」の「4.(3)日程」参照)。

(URL: https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1)

提供資料:

- 第3章 技術提案書作成要領に記載の配付資料
- ・「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程 (2022 年 4 月 1 日版)」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則(2022 年 4 月 1 日版)」
- 契約書雛型、入札・技術提案に係る書式

「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程 (2022 年 4 月 1 日版)」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則 (2022 年 4 月 1 日版)」については、技術提案書提出辞退後もしくは失注後、受注した場合は履行期間終了時に速やかに廃棄することを求めます。

7. 入札説明書に対する質問

- (1) 質問提出期限
 - 1)提出期限:上記4.(3)日程参照
 - 2)提出先:上記4.(1)選定手続き窓口宛、

CC: 担当メールアドレス

- 3)提出方法:電子メール
 - ① 件名:「【質問】調達管理番号 案件名」
 - ② 添付データ:「質問書フォーマット」(JICA 指定様式)
- 注1) 質問は「質問書フォーマット」の様式に記入し電子メールに添付して送付してください。本様式を使用されない場合は、回答を掲載しない可能性があります。JICA 指定様式は下記(2)の URL の「公示共通資料」を参照してください。
- 注2) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、お断りしています。

(2) 質問への回答

- 1)上記4. (3) 日程の期日までに以下の JICA ウェブサイト上に掲示します。 (URL: https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1)
- 2)回答書によって、仕様・数量等が変更されることがありますので、本件競争 参加希望者は質問提出の有無にかかわらず回答を必ずご確認下さい。入札金 額は回答による変更を反映したものとして取り扱います。

(3)説明書の変更

競争参加予定者からの質問を受けて、又は JICA の判断により、入札説明書の内容を変更する場合があります。変更は、遅くとも入札書提出期限の2営業日前

までに JICA ホームページ上に行います。

(URL: https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1)

変更の内容によっては、当該変更内容を提出される入札書に反映するための期間を確保するため、入札書提出期限を延期する場合があります。

8. 入札書・技術提案書の提出

(1)提出期限:上記4.(3)日程参照

(2) 提出方法:

具体的な提出方法は、JICA ウェブサイト「業務実施契約の公示にかかる説明書等の受領方法及び競争参加資格確認申請書・プロポーザル・見積書等の電子提出方法(2023年3月24日版)」をご参照ください

(URL: https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1)

1)技術提案書

- ① 技術提案書の提出方法は、電子データ(PDF)での提出とします。
- ② 上記4. (3) 日程にある期限日時までに、技術提案書提出用フォル ダ作成依頼メールを e-koji@jica.go.jp へ送付願います。
- ③ 依頼メール件名:「提出用フォルダ作成依頼_(調達管理番号)_(法人名)」
- ④ 依頼メールが 1 営業日前の正午までに送付されない場合は技術提案 書の提出ができなくなりますので、ご注意ください。
- ⑤ 技術提案書はパスワードを付けずに GIGAPOD 内のフォルダに格納ください。

2)入札書(入札価格)

- ① 電子入札システムを使用して、別見積指示の経費の金額を除く金額(千円未満切り捨て。消費税は除きます。)を、上記4.(3)日程の提出期限日までに電子入札システムにより送信してください。
- ② 上記①による競争参加者の入札価格により価格点を算出し、総合点を 算出して得られた入札会の結果を別途、全ての競争参加者に通知しま す。この通知は電子入札システムの機能によらず、契約担当者等から 電子メールにより行います。

3) 別見積

別見積書はGIGAPOD内のフォルダに格納せず、パスワードを設定したPDFファイルとし、上記4.(3)日程を参照し提出期限日時までに別途メールで e-koji@jica.go.jpへ送付ください。なお、パスワードは、JICA調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。

(3)提出先

1) 技術提案書

「JICA 調達・派遣業務部より送付された格納先 URL」

- 2) 見積書 (別見積書)
 - ① 宛先: <u>e-koji@jica.go.jp</u>
 - ② 件名:(調達管理番号)_(法人名)_見積書

[例:22a00123 〇〇株式会社 見積書]

- ③ 本文:特段の指定なし
- ④ 添付ファイル:「22a00123 〇〇株式会社 見積書」
- ⑤ 見積書のPDFにパスワードを設定してください。なお、パスワードは、 JICA調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。
- (4)提出書類
 - 1)技術提案書 別見積書
- (5) 電子入札システム導入にかかる留意事項
 - 1)作業の詳細については、電子入札システムポータルサイトをご確認ください。 (URL:https://www.jica.go.jp/announce/notice/ebidding.html)
 - 2) 電子入札システムを利用しない入札は受け付けません。

9. 技術提案書の審査結果の連絡

技術提案書は、JICAにおいて技術審査し、技術提案書を提出した全者に対し、入札会の2営業日前までに、電子メールにて結果を連絡します。期日までに結果が通知されない場合は、上記4.選定手続き窓口にお問い合わせ下さい。入札会には、技術提案書の審査に合格した者しか参加できません。また、技術提案書が不合格であった競争参加者の入札書(電子データ)は、JICAにて責任をもって削除します。

10. 入札書

- (1)入札価格の評価は、「第2章 特記仕様書」に規定する業務実施に対する総価 (円)(消費税抜き)をもって行います。電子入札システムへの送信額は消費税 抜き価格としてください。また、電子入札システムにて自動的に消費税10%が 加算されますが、評価は消費税抜きの価格で行います。
- (2) <u>上記(1)の入札価格(消費税を除く。)は、各費目において千円未満を切捨てした合計(千円単位)とします。</u>千円未満の端数がある入札価格(消費税を除く。)が提示された場合は、千円未満の端数を切り捨てた金額を入札価格とみなします。
- (3)競争参加者は、一旦提出した入札書を引換、変更又は取消すことが出来ません。
- (4)競争参加者は、入札説明書に記載されている全ての事項を了承のうえ入札書を 提出したものとみなします。
- (5)入札保証金は免除します。
- (6)入札(書)の無効

次の各号のいずれに該当する入札は無効とします。

- 1) 競争に参加する資格を有しない者のした入札
- 2) 入札書の提出期限後に到着した入札
- 3) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- 4) 明らかに連合によると認められる入札
- 5) 同一競争参加者による複数の入札
- 6) 条件が付されている入札

- 7) 定額計上を入札金額に含める指示がある場合、入札金額内訳書にて異なる 金額が計上された入札
- 8) その他入札に関する条件に違反した入札

11. 入札執行の日時、手順等

(1)日時:上記4.(3)日程参照

(2)入札会の手順

- 1) 開札方法:本案件では電子入札システムにて開札を行います。
- 2) 再入札:全ての入札価格が予定価格を超えた場合(以下「不落」という。) には、再入札を実施します。詳細は上記11.(2)のとおりです。
- 3)入札途中での辞退:

「不落」の結果に伴い、入札会開催中に再入札を辞退する場合は、再入札の日時までに電子入札システムから辞退届を必ず提出(送信)してください。²

(3) 再入札の実施

すべての入札参加者の応札額が機構の定める予定価格を超えた場合(不落)は、 再入札を実施します。落札者が決定するまで、再入札は2回まで実施します。

機構にて再入札の日時を決定したうえで、電子入札システムから「再入札実施 通知書」が発行されます。本通知書に記載の入札期限までに、所定の方法により 電子入札システムへ再入札価格を送信してください。

(4)入札者の失格

入札会において、入札執行者による入札の執行を妨害した者、その他入札執行者の指示に従わなかった者は失格とします。

(5)入札会の終了

3回の入札でも落札者が決まらない場合、入札会を終了します。落札者が決まらずに入札会が終了した場合、競争参加者を対象に、(不落) 随意契約の交渉をお願いする場合があります。

12. 落札者の決定方法

(1)評価方式と配点

技術評価と価格評価を加算する総合評価落札方式とします。技術評価点と価格評価点を合算した総合評価点を100点満点とし、

配点を技術評価点70点、価格評価点30点とします。

(2)技術評価の方法

「第3章 技術提案書作成要領」の別紙「評価表」の項目ごとに、各項目に記載された配点を満点として、以下の基準により評価し、合計点を技術評価点とします。

この技術評価点が基準点(100点満点中60点)を下回る場合には不合格と

² この辞退届を送信しないと、辞退扱いになりません。

します。

技術評価の基準

当該項目の評価	評価点
当該項目については <u>極めて優れており</u> 、高い付加価値がある業務の履行が期待できるレベルにある。	90%以上
当該項目については <u>優れており</u> 、適切な業務の履行が十分 期待できるレベルにある。	80~90%
当該項目については <u>一般的な水準に達しており</u> 、業務の履行が十分できるレベルにある。	70~80%
当該項目については <u>必ずしも一般的なレベルに達していないが</u> 、業務の履行は可能と判断されるレベルにある。	60~70%
当該項目だけで判断した場合、 <u>業務の適切な履行が困難であると判断されるが、他項目の提案内容・評価によっては、全体業務は可能</u> と判断されるレベルにある。	40~60%
当該項目の評価は著しく低いものであり、 <u>他項目の提案内容・評価が優れたものであったとしても、本項目の評価のみをもって、業務の適切な履行が疑われる</u> レベルにある。	4 0 %以下

(3) 価格評価

価格評価点は、①最低見積価格の者を100点とします。②それ以外の者の価格は、最低見積価格をそれ以外の者の価格で割り100を乗じます(小数点第三位以下を四捨五入し小数点第二位まで算出)。具体的には以下の算定式により、計算します。

- ① (価格評価点)=最低見積価格=100点
- ② (価格評価点) = 最低見積価格/(それ以外の者の価格)×100点

ただし、ダンピング対策として、競争参加者が予定価格の80%未満の見積額を提案した場合は、予定価格80%を見積額とみなして価格点を算出します。

なお、予定価格の80%を下回る見積額が最も安価な見積額だった場合、具体的には以下の算定式により価格点を算出します。

最も安価な見積額:価格評価点=100点

それ以外の見積額(N):価格評価点=(予定価格×O.8)/N×100点 *最も安価ではない見積額でも予定価格の80%未満の場合は、予定価格の8 0%をNとして計算します。

予定価格を上回る入札金額(応札額)については、失格とします。

(4)総合評価の方法

技術評価点(加点分を含む)と価格評価点70:30の割合で合算し、総合評価点とします。総合評価点は、技術評価点分及び価格評価点分をそれぞれ小数点

第二位まで計算し、合算します。

(総合評価点) = (技術評価点) × O. 7 + (価格評価点) × O. 3

(5) 落札者の決定方法

以下のすべての要件を満たしたものを落札者とします。なお、落札となるべき 総合評価点の者が2者以上あるときは、技術評価点が最も高いものを落札者とし ます。さらにこの場合、技術評価点が最も高いものが2者以上あるときは、くじ 引きにより落札者を決定します。

- 1)技術評価点が入札説明書において明示する基準点を下回らないこと
- 2) 入札価格が機構により作成された予定価格の制限の範囲内であること
- 3) 当該競争参加者の総合評価点が最も高いこと

13. 契約書作成及び締結

- (1) 落札者から、入札金額内訳書を提出いただきます。
- (2) 速やかに契約書を作成し締結します。
- (3) 契約書附属書Ⅲ「契約金額内訳書」については、入札金額内訳書に基づき、コロナ関連費等を両者協議・確認して設定します。

以上

第2章 特記仕様書

本特記仕様書に記述されている「脚注」及び別紙の「技術提案書にて特に具体的な提案を求める事項」については、競争参加者が技術提案書を作成する際に提案いただきたい箇所やの参考情報を注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書 II として添付される特記仕様書からは削除されます。また、契約締結に際しては、技術提案書の内容を適切に反映するため、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

第1条総則

この仕様書は、独立行政法人国際協力機構(以下「発注者」という)と**受注者名**(以下「受注者」という)との業務実施契約により実施する「コンゴ民主共和国キンシャサ市道路セクターにかかる情報収集・確認調査(一般競争入札(総合評価落札方式-ランプサム型))」に係る業務の仕様を示すものである。

第2条 調査の背景・経緯

コンゴ民主共和国(以下、「コンゴ民」という。)の首都キンシャサ市の人口は、約1,400万人(2019年、国立統計研究所(INS))となっている。近年のキンシャサ市の人口増加率は年平均5%程度であり、2040年には2,550万人に達すると見込まれている。同市の急速な人口増加が進む一方、これに伴う交通需要に対してインフラ整備が不十分であることから、様々な都市交通の課題が顕在化している。特にキンシャサ市内は、多くの箇所で道路舗装の剥離や路肩の崩壊が見られる。また、排水整備が不十分であることから雨季に冠水が発生し、車両の通行が困難になっている。十分な社会インフラが整備されておらず、コンゴ民の道路インフラ整備は喫緊の課題の一つとなっている。加えて、キンシャサ市内の道路維持管理を管轄する道路・排水公社(以下、「OVD」という。)の道路延長のおよそ80%が未舗装の状態である等、キンシャサ市における現在のインフラ整備水準は極めて低い状況である。

かかる状況を踏まえ、当国政府は 2019 年 12 月に国家開発戦略計画 (2019-2023) (以下、「PNSD」という。)を閣議決定し、コンゴ民の社会経済の再建、再活性化を通した持続的な開発に向けて取り組みを行っている。PNSD の中でも道路・電力を中心とした経済インフラ整備は喫緊の課題となっており、重点分野に位置づけられている。そのような状況において、JICA は 2040 年を目標年次とする長期的な開発ビジョンおよび交通需要予測に基づいて、2030 年を目標年次とする中長期的な開発プロジェクトを示した「キンシャサ市都市交通マスタープラン」(2019 年)(以下、「PDTK」という。)を策定した。PDTK において同市内で南北方向の軸となる道路がないことから、同市内の東西の主要幹線道路である国道一号線と交差する大学通りを優先的に整備する必要性の高い道路として提言した。

さらに、2020年に JICA は 0VD に対し、無償資金協力「キンシャサ市道路維持管理機材整備計画」にて、道路維持管理機材を供与している。 0VD は損傷や老朽化が激しい同市の道路維持管理を所管しており、慢性化している交通渋滞に関し、予算の制約があることから道路を 4 車線化するなどの措置はとられていない。

とりわけ、同市の東西の軸となるルブンバ通りや6月30日通りは中国支援により4車線化され、東西方向の地域間相互の連結を強化し、東西方向に直接貨物を輸送している一方、南北を軸とする道路の整備が遅れており、貨物を南北方向に直接輸送することが困難になっている。

以上の背景から、本調査は OVD の年次計画および PDTK の具現化に資する道路セクター開発にかかる情報を収集し、関係機関との協議を通じて、同市において、南北の軸となる大学通りの4車線化、道路排水施設および附帯設備の整備を支援することを検討する。

第3条 調査の目的と範囲

本調査は、無償資金協力の活用を想定して、キンシャサ市を中心に道路整備状況と 把握とその課題を把握し、事業効果、技術的・経済的妥当性、本邦技術の活用を検討の うえ、当該セクターの今後の具体的な支援の形成に資する課題分析を行い、大学通り にかかる基礎情報の収集・分析を行う。本調査はコンゴ民の道路セクターについて、 「第3条 調査の目的」を達成するため、「第4条 調査実施の留意事項」を踏まえつ つ、「第5条 調査の内容」に示す事項の調査を実施し、「第6条 報告書等」に示す報告 書等を作成するものである。

第4条 調査実施の留意事項

(1) 実施方針

本調査は、コンゴ民の持続的成長の促進に向け、我が国の優れた技術力を生かしつつ、現在進行中であるPNSDおよびOVDの年次計画を踏まえた道路インフラ整備にかかるJICA協力案件の検討を行うものである。ついては、コンゴ民主共和国OVD年次計画の具体化にかかる最新の情報に基づいた分析/提案を行う。

(2) 協力対象事業の検討

コンゴ民主共和国道路分野全体動向を把握した上で、クライテリアを設定し、優先 案件を抽出、同優先案件についてさらに調査を進め、本邦技術の活用も考慮の上、候 補案件として取り纏めること。候補案件の取り纏めについて、候補案件の比較検討結 果にて、①優先順位、②計画項目、③主なコンポーネント、④候補案件の概略位置図、 ⑤候補案件の裨益効果(定量的効果指標)、⑥概算事業費を示すこと。なお、クライテ リアについては、現地調査前の国内作業時に設定し、JICA関係部署と協議を行う。現 地調査時には、先方の意向を確認した上で、JICAコンゴ民主共和国事務所と適宜協議 をしながら作業を進めること。

(3) 無償資金協力の必要性と妥当性の検討

本調査の具体的なアウトプットとして、無償資金協力案件の形成を目指しているが、実現化にあたりJICAのグローバルアジェンダにおける位置づけや技術協力(他ドナーによるものも含む)との連携等の協力の戦略性を明確にすることが求められている。さらに、本調査で提案される無償資金協力と現在実施中の「キンシャサ市都市交通マスタープラン実施促進プロジェクト」との相乗効果を具体的に提案する。また、キンシャサ市の道路維持管理にかかるキャパシティやそのほかリソースを広く、かつ慎重に見極めた提案をする。無償資金協力案件の検討にあたり、案件形成検討段階においても適切な定量的効果指標の選択等、事業効果の明確化や概算事業費の精度が求められることを念頭において調査・提案を行う。さらに、支援の素案について、①無償資金協力として実施する事業の意義、②我が国への裨益、③本邦技術の適用可能性についても検討および提言を行うこと。本調査結果を踏まえて、無償資金協力案件の事業化にあたっては別途協力準備調査を実施する予定である。

(4) 相手国関係機関との調整

本調査は、コンゴ民からの正式要請に基づく調査ではないが、本調査が先方の道路セクターにかかる上位計画に合致しており、先方は関心を表明し、便宜供与について確約したところ、調査に際してはコンゴ民国内関係機関への調査協力依頼、連絡、調整業務等についての便宜供与が行われる。一方で、本件調査の実施がプロジェクト実施をコミットするものではないことに留意して調査を行うこと。また、コンゴ民側から提供を受けた情報の取り扱いについては十分注意し、またファイナルレポートへの掲載内容については、ドラフト・ファイナルレポートの段階でコンゴ民側から確認を得ること。

主なコンゴ民関係省庁・機関:

- インフラ・公共事業省 (Ministère des Infrastructures et Travaux Publics)
- コンゴ民主共和国道路・排水公社(Office des Voiries et Drainage)

(5) 事業効果の把握

交通状況・交通量および交通事故に関する調査の結果も踏まえ、通行時間短縮、交通安全性の向上、地域開発効果等事業効果を整理把握すること。また、キンシャサと 国内各地方を連絡する幹線道路と南北の軸となる大学通りの重要性、意義、位置づけ を把握する。

(6) 調査計画検討上の留意事項

現地調査は2回として、インセプションレポート協議、交通量調査、調達事情調査、 各種情報収集、現地調査結果の概要説明を想定している。また、第1回現地調査後に 当機構アフリカ部、社会基盤部、コンゴ民主共和国事務所と案件形成に向けた方向性 に係る協議を予定しており、その協議結果をドラフト・ファイナルレポートに反映さ せる。

(7) 現地再委託に係る留意事項

本調査では現地再委託にて交通量調査の実施を想定している。なお、適正な質の確保に注意する。

(8) 関係者との連絡・確認における留意事項

本調査の実施に当たっては、現地渡航前に当機構アフリカ部、社会基盤部、コンゴ民主共和国事務所と対処方針会議を行い、調査進捗状況の報告に当たっては、資料を用いて効果的・効率的な報告となるよう配慮する。また、本業務の成果(協議資料等の中間的な成果を含む)について先方政府に提示する場合は、当機構コンゴ民主共和国事務所に事前に説明・確認のうえ、その内容について了承を得る。さらに、各段階のレポート提出時、そのほかコンゴ民関係機関と書面にて確認すべき事項が生じた場合は、必要に応じて協議内容を議事録に取りまとめ、先方との意思疎通が確実なものとなるよう留意する。

第5条 調査の内容

上記「第4条 調査実施の留意点」を踏まえつつ、以下の調査を実施する。より効率的・効果的な方法がある場合は提案すること。

(1) 関連資料・情報の収集・分析等

既存の文献資料、学術論文、他国の分析資料およびJICAから提供する関連文献を収集、整理、分析する。また、現地で更に収集する必要がある資料・情報、データをリストアップする。これら収集・分析した結果をもとに、詳細な調査内容及びスケジュールを立案・調整する。

(2) インセプションレポートの作成

関連資料の分析・検討を行い、調査の全体方針・方法を検討した上で、現地調査項目を整理し、調査計画を策定する。これら基本方針の策定に当たっては作業の効率性を十分に考慮し、当機構コンゴ民主共和国事務所と十分に協議を行う。上記の作業を踏まえて、インセプションレポート、質問表を作成する。同レポート作成後、弊機構関係部と遠隔会議を開催し、同レポートの内容を説明し、協議を行う。協議の結果を受けて、同レポートを最終化し、先方政府関係者に説明する。

(3) 開発計画、道路政策等の確認及びレビュー

キンシャサ市都市交通マスタープラン(PDTK)の道路セクターの既往調査文献をレビューし、調査時点での交通の現状と課題および抽出された優先案件を確認するとともに、現地調査において、それら事業の進捗状況を確認する。また、各ドナーの支援状況について、JICAコンゴ民主共和国事務所の協力も得つつ、OVDに加え各ドナーからも聴取を行い、整理・分析を行うこと。また、今後のJICAとの支援重複の可能性のある事業については、協力候補案件の妥当性への影響や留意点を確認すること。

(4) 社会経済指標、開発政策に係る情報収集

インセプションレポート及び質問票に基づき、コンゴ民の社会経済指標、 開発政策に係る必要な情報を収集し、現状を把握する。当該作業にあたっては、 少なくとも以下の情報を含めることとし、既存情報を可能な限り活用・更新することで効率性と迅速性に留意する。 1) キンシャサ市の社会経済の状況:マクロ経済指標、人口動態と経済・産業構造、主要産業、外国投資、自動車登録台数、自動車貨物輸送量の推移、交通事故統計、社会施設の分布状況把握を含む。教育施設や医療・福祉施設、産業拠点その他の社会施設の分布状況は、道路整備等の道路のボトルネック対策が社会的にどのような意義を有するかを確認する観点で行う。

(5) 道路維持管理の実施体制

0VDの組織・権限・人員構成や近年の予算状況、技術水準等を調査し、本事業の実施機関としての適切な体制を有しているかを確認する。組織・人員・予算・技術水準等の制約がある場合は、その制約を考慮した上で事業を実施する適切な体制について考察・提言する。適切な道路維持管理が実施されることを確認するために、予算については、キンシャサ市の道路を維持管理するための財源を積み立てている維持管理基金の有無についても確認する。また、今後コンゴ民政府にて独自に道路維持管理を実施できるよう、本事業での体制を通しての技術移転について検討する。

(6) キンシャサ市の道路現況調査

対象道路において、地表踏査、聞き取り調査、既存資料の分析により、対象地域・道路の現況を把握する。なお、道路を中心とした狭い範囲の施設状況や土地利用の調査

を行うだけではなく、広い範囲での沿道の自然状況(崖、川、交差水路の有無)等の存在も調査する。また、道路嵩上げに伴う技術的な課題、排水施設を含む道路附帯施設一式(排水カルバート側溝、排水 RC パイプ等)の設置時の課題、コスト、排水性舗装(高機能舗装)の採用・維持管理を含めた課題等を整理し検討を行う。また、気候、気温及び降雨による経年劣化、自然災害(特に洪水、崖崩れ)の発生状況の把握を含むキンシャサ市の自然環境を把握する。豪雨時に冠水する道路区間をヒヤリングおよび現地視察により把握(水路容量等、冠水原因についても把握)するとともに、当該区間のその他阻害状況(流水を阻害する廃棄物投棄等)についても把握する。

(7) 交通量調査・交通量予測

交通量の需要予測に使用するパラメーターについて、道路の通過する地域の土地利用等を十分に検討し、特に舗装設計について大型車両の交通量の上振れの可能性を適切に見込んだ設計交通量の設定を行う。また、大型車両の市内流入が規制されているため、規制情報(車種、エリア等)も入手すること。運用効果指標等を検討するための基礎データを得るために、既存の交通情報・データを入手するとともに、交通量調査とそれに基づく将来交通量推計を行う。同調査、同需要予測は事業効果の測定および道路舗装設計へ活用することを想定している。なお、本調査は現地再委託または調査補助員の活用を可とする。(経費は別見積もりとして計上する。)

(8) キンシャサ市内および都市間交通の課題と優先案件の抽出

上記(3)~(7)を踏まえ、キンシャサ市の社会状況、都市構造を踏まえた道路 および交通の課題を把握し、早期に整備すべき道路区間を抽出する。

(9) 優先案件の状況把握の概略的な設計

概略的な設計(協力準備調査の概略設計より粗い精度の設計で可)および概算事業費の算出を行う。なお、既に概略設計 概略の費用積算が存在する場合は、地形および交通の状況と調達事情等の変化を踏まえ、その見直しを行う。 併せて、用地取得や地形・地質等の優先案件の建設上の課題についても 整理を行う。

(10)優先案件の事業効果の推計

優先案件の改修による事業効果を簡易な手法で推計し、交通の円滑化(渋滞の軽減、移動時間または距離の節減、大型車両の通行確保等)および安全性・信頼性の向上(降雨時の通行確保、交通事故の減少)、病院や教育施設等へのアクセスの改善、雨水排水の改善等の生活環境改善等の効果について定量的および定性的な評価を行う。また優先案件がキンシャサ市の都市課題の改善および広域的な物流や都市のコネクティビティの改善に及ぼす効果についても推察する。

(11) DX 技術の活用

地形情報の取得や設計業務、維持管理、施工技術等に効果的・効率的な情報通信技術がある場合には、その活用を検討する。

(12) 現地調査結果概要の作成とコンゴ民政府への調査結果案の報告

現地調査結果の要点を仏文プレゼンテーション資料にとりまとめ、コンゴ民側に説明を行い、先方政府の意向を確認する(通訳使用可)。 コンゴ民側への現地調査結果の報告にあたり、事前に当機構アフリカ部、関係部との協議と説明内容の確認を行う。

(13) ドラフト・ファイナルレポートの作成

ドラフト・ファイナルレポート(プレゼンテーション資料(和・仏)を含む) を作成し、発注者に提出する。

(14) ファイナルレポートの作成

ドラフト・ファイナルレポートに対する当機構からのコメントを精査の上、 必要な箇所については修正し、ファイナルレポート(プレゼンテーション資料 (和・仏)を含む)として取りまとめる。

第6条 報告書等

業務の各段階において、作成・提出する報告書等は以下のとおり。なお、最終成果 品はファイナルレポートとする。

(1)業務計画書

提出時期:契約締結から10営業日以内

提出部数: 和文電子データ (PDF、MS Word 形式)

(2) インセプションレポート(IC/R)

提出時期:調査開始後2週間以内

提出部数: 仏文電子データ (PDF、MS Word 形式)

(3) ドラフト・ファイナルレポート(DF/R)

提出時期: 2024年1月下旬

提出部数: 和文電子データ (PDF、MS Word 形式)、(プレゼンテーション資料は和・仏文を含み、PDF、MSWord または Power Point 形式)

(4) ファイナルレポート (F/R)

提出時期: 2024年2月20日

提出部数: 和文3部(製本)、仏文6部(製本)、CD-R 3部 (PDF、MSWord 形式) (プレゼンテー ション資料は和・仏文を含み、PDF、MSWord または Power Point 形式)

(5) 収集資料

収集した資料、データ、電子データ、ハードコピー及びそのリスト

- 1)上記の報告書等は、コンゴ民側関係機関への提出に先立ち、事前に JICA に提出し承諾を得る。また、各報告書の仕様は「コンサルタント等 契約 における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」に基づく。
- 2) 報告書等全体を通じて、固有名詞、用語、単位、記号等の統一性と整 合性を確保する。
- 3) 報告書には収集資料一式(面談・議事録、画像集等含む)を別添または別冊として含める。

(6) その他

上記提出物のほかに、関連会議・検討会の開催時に必要な資料や各種報告書の和文要約等、発注者が必要と認め、報告を求めたものについて提出する。

別紙1:報告書目次案

別紙2:技術提案書にて特に具体的な提案を求める事項(技術提案書の重要な評価

部分)

報告書目次案

注)本目次案は、発注段階での案であるため、最終的な報告書の目次は、調査の結果及び発注者 との協 議に基づき、最終確定するものとする。なお報告書を作成する際には、「コンサルタント 等契約における 報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照願います。

1. 調査の概要

- 1-1 調査の背景・概要
- 1-2 調査団の構成と調査行程
- 2. コンゴ民主共和国の概況
- 2-1 社会経済概況
- 2-2 社会環境(衛星画像を活用したキンシャサ市の市街地変遷、土地利用状況および道路の状況把握)
- 2-3 自然環境
- 2-4 キンシャサ市の豪雨時の状況把握、確認
- 3. 既存の開発計画における関連情報の収集と整理
- 3-1 国家計画および関連計画
- 3-2 キンシャサ市の道路網整備計画等
- 3-3 道路状況(キンシャサ市中心)
- 3-4 道路セクター関連の基本法・関連法
- 3-5 0VD 事業体制
- 3-3 関連実施中/計画中の事業(他ドナー支援動向、民間企業の参入状況等)
- 3-4 調査の基本方針の策定
- 4. 社会経済指標、開発政策に係る情報の収集
- 4-1 キンシャサ市の社会経済状況
- 4-2 コンゴ民政府自身による道路網整備計画の現状と課題
- 4-4 他ドナー、民間企業による道路セクターの支援状況
- 7. キンシャサ市の交通の現状把握
- 7-1 交通量調査等の実施
- 8. キンシャサ市内および幹線道路の課題と優先案件の抽出
- 8-1 社会状況、都市構造を踏まえた道路および交通課題
- 8-2 整備すべき道路区間の提案
- 8-3 優先整備道路の概略設計
- 8-4 調達事情、建設資機材および労務費用の把握
- 8-5 実施に向けた課題・提言
- 9. 優先案件の事業効果の推計
- 9-1 優先案件改修にかかる定量的・定性的評価
- 9-2 事業効果の推計

技術提案書にて特に具体的な提案を求める事項 (技術提案書の重要な評価部分)

技術提案書の作成に当たっては、特に以下の事項について、コンサルタントの知見と経験に基づき、第3章「1.技術提案書の構成」にて指定した記載分量の範囲で具体的な提案を行うこと。詳細については特記仕様書を参照すること。

No.	提案を求める内容	特記仕様書への該当条項
1	地表踏査等に関する手法や仕	第5条 調査の内容
,	様	(8)キンシャサ市の道路現況調査
2	交通量調査および現地調査に	第5条 調査の内容
	関する手法の提案	(9) 交通量調査・交通量予測
3	早期整備区間および優先案件	第5条 調査の内容
	抽出の基本的考え方	(10)キンシャサ市内および都市間交
		通の課題と優先案件の抽出
4	事業効果の推計手法	第5条 調査の内容
		(12)優先案件の事業効果の推計

第3章 技術提案書作成要領

技術提案書を作成するにあたっては、「第2章 特記仕様書」に記載されている内容等を 技術提案書に十分に反映させることが必要となりますので、その内容をよく確認して下さい。

1. 技術提案書の構成

技術提案書に記載すべき内容・構成と頁数上限は次表のとおりです。

司 #(市)百	頁数上限	
記載事項 	1社	JV
表紙		
1 コンサルタント等の法人としての経験、能力		
(1) 類似業務の経験 類似業務:道路セクターにかかる各種調査	5	注
(2) 当該業務実施上のバックアップ体制(本邦/現地)	1 ~ 2	1~2
2 業務の実施方針等		
(1)課題に関する現状認識	5 頁以	大下
(2) 業務実施の基本方針	5 頁以	下
(3)作業計画	3 ∼	4
(4) その他	1 ~	2
3 業務従事予定者の経験、能力等		
(1)評価対象業務従事者の経歴	6/	人

注)共同企業体を結成する場合、「類似業務の経験」は、各社(共同企業体代表者及び構成員)にて それぞれ記載するため、「5枚×社数(共同企業体代表者及び構成員の社数)」を上限として下 さい。

2. 技術提案書作成に係る要件

本業務に係る技術提案書作成に際して、留意頂くべき要件・留意事項について、以下のとおりです。

(1)業務の工程

「第2章 特記仕様書」を参照し、求められている業務の工程を確認してください。

(2)業務量の目途

機構が想定する業務量の目途は次のとおりです。以下の数字は、機構が想定する目途ですので、競争参加者は、「第2章 特記仕様書」に示した業務に応じた業務量を算定してください。

注 2) ISO9001 等の品質保証システムや語学能力等の認定書は上記頁数には含まれません。

(全体) 7.86 人月

(内訳) 現地作業: 5.36 人月 (現地渡航回数:延べ8回)

国内作業: 2.50 人月

現地業務期間や渡航回数については、提案する作業計画に基づき、競争参加者が 自由に提案することができますが、それらに係る経費を含む入札価格が予定価格を 超える場合は落札者とならないので、ご留意ください。

(3)業務従事者の構成

業務従事者の構成は、以下の分野を担当する業務従事者を想定していますが、これは 発注者が業務量を想定する際に用いた仮定ですので、業務内容及び業務工程を考慮の上、 適切に業務従事者を構成願います。

- 1) 業務主任者/道路交通計画(2号)
- 2) 道路施設設計(排水計画含む)(3号)
- 3) 道路附帯施設(4号)
- 4) 交通量調査・交通量需要予測(4号)
- 5) 環境社会配慮(4号)

(4)業務従事予定者の経験、能力

各評価対象者を評価するに当たっての類似業務経験分野、業務経験地域、及び語学の 種類は以下のとおりです。

【業務主任者:業務主任者/道路交通計画】

- 1) 類似業務経験の分野:道路交通計画にかかる各種業務
- 2) 対象国及び類似地域:途上国及びサブサハラアフリカ地域
- 3) 語学能力:英語

※総合評価落札方式では業務管理グループ(副業務主任)は想定していません。

(5) 現地再委託

以下の業務については、業務対象国・地域の現地法人(ローカルコンサルタント等) への再委託を認めます。

- 交通量調査
- (6)配付資料/公開資料等
 - 1)配付資料
 - ➤ PREVISIONS BUDGETAIRES EXERCICE 2020, 2021 (優先案件リスト含む)(仏語)
 - 2) 公開資料
 - 「キンシャサ市都市交通マスタープラン」最終報告書 https://openjicareport.jica.go.jp/pdf/12340279.pdf
 - ➤ 「キンシャサ市道路維持管理機材整備計画」準備調査報告書 https://openjicareport.jica.go.jp/pdf/12318978.pdf

(7) 対象国の便宜供与

JICA コンゴ民事務所による便宜供与概要は、以下のとおりです。

	便宜供与内容	
1	カウンターパートの配置	有
2	 通訳の配置(英語⇔仏語)	無
3	執務スペース	有(JICA コンゴ民事務所内)
4	家具(机・椅子・棚等)	有
5	事務機器(コピー機等)	無
6	Wi-Fi	無

(8)安全管理

現地業務における安全対策及び健康管理に十分留意し、当地の治安状況、及び感染症の流行状況や医療事情について、JICAコンゴ民主共和国事務所、在コンゴ民主共和国日本大使館において十分な情報収集を行うとともに、着任時には同事務所にて安全ブリーフィングを受ける。また、現地作業時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行う。滞在中は、同事務所と常時連絡がとれる体制とし、最新の治安状況、移動手段等について鋭意情報を入手する。連絡手段としては、携帯電話の他に衛星携帯電話を携行し、複数の連絡手段をあらかじめ確保する。現地作業に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者全員を登録する。

なお、2023年4月現在の治安状況について、東部(キンシャサから2,000km)の紛争問題は継続しているものの、少なくともキンシャサ特別州においては大きな問題はない。但し、日常の軽犯罪等は発生しており注意が必要。JICA関係者は、外出の際、至近のスーパーなどへの買い物を除き基本的に徒歩は禁止であり、車輛での移動を原則としている。また、2023年12月20日には大統領選挙が予定されており、これについては別途事務所より安全対策措置について周知する予定である。

(9) 評価対象者の制限

自社の経営<u>者または自社と雇用関係にある技術者を「専任の技術者」と称します。</u> また、専任の技術者以外の業務従事者を「補強」と称します。

補強については、全業務従事者の4分の3までを目途として、配置を認めます。ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業務従事者数の2分の1までを目途とします。なお、業務主任者については、自社(共同企業体の場合は代表者)の「専任の技術者」を指名してください。

評価対象業務従事予定者を補強により配置する場合は、当該業務従事予定者の所属する社又は団体から同意書(自営の場合は本人の同意書)(様式はありません)を取り付け、技術提案書に添付してください。

(10) 外国籍人材の活用

外国籍人材の活用を認めます。

途上国における類似業務の経験・実績を持つ外国籍人材の活用が可能です。ただし、 委託される業務は我が国ODAの実施業務であることに鑑み、外国籍人材の活用上限 は、当該業務全体の業務従事人月の2分の1及び業務従事者数の2分の1を目途とし てください。

なお、業務主任者を含む評価対象業務従事者に外国籍人材を活用する場合で、当該 業務従事者が日本語を母国語としない場合は、日本語のコミュニケーション能力について、記述してください。日本語の資格を取得している場合、証書の写しを添付して ください。

3. 技術提案書作成上の留意点

具体的な記載事項や留意点について以下のとおりです。

(1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

業務を実施するにあたっては、後述するように、当該業務に直接的に従事する各団員の経験や能力等はもとより、コンサルタント等の法人としての業務経験、法人としての業務実施体制等も業務を円滑に実施するための重要な要件ですので、本項目ではこれらを総合的に記述して下さい。

記述に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の「I. 1. プロポーザルに記載されるべき事項」の「(1) コンサルタント等の法人としての経験・能力」を参照してください。

(2)業務の実施方針等

「第2章 特記仕様書」について競争参加者が理解した内容や課題認識、業務の基本方針などについて記述して下さい。他の文献等の内容を引用した場合には、その出典・引用元を必ず明らかにして下さい。

1)課題に関する現状認識

本業務にあたり、現時点で競争参加者が認識している以下の項目について整理の上、 記述して下さい。

① コンゴ民主共和国における道路分野の現状と課題

2) 業務実施の基本方針

「第2章 特記仕様書」で示した内容及び上記1)の課題に関する現状認識の下、 競争参加者がどのような方針で業務に臨むのか記述して下さい。

運営面では当該業務実施のために特に配慮すべき実施体制等を、技術面では当該業務の目的等を理解した上でどのような事柄に留意し業務を実施するのかを検討した上で記述して下さい。

3)作業計画

上記「2)業務実施の基本方針」での提案内容に基づき、本業務は成果管理であることから、作業計画に作業ごとの投入量(人月)及び担当業務従事者の分野(個人名の記載は不要)を記述して下さい(様式4-3の「要員計画)は不要です。なお、様式4-4の「業務従事予定者ごとの分担業務内容」は記載ください)。記述に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の「I. 1. プ

ロポーザルに記載されるべき事項」の「(2)業務の実施方針等」を参照してください。また、様式についても、同ガイドラインの当該様式集を使用してください。

4) その他

相手国政府又は JICA (JICA の現地事務所を含む。) からの便宜供与等に関し、業務を遂行するに当たり必要な事項があれば記載して下さい。

(3) 評価対象者の経験・能力等

本件業務に業務主任者として従事する評価対象者の経験・能力等について記述して下さい。記述に際しては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン(2022年4月)」の「I. 1. プロポーザルに記載されるべき事項」の「(3)業務従事予定者の経験・能力」を参照してください。また、様式についても、同ガイドラインの当該様式集を使用してください。

(4) 技術提案書の形式等

技術提案書を提出する場合の体裁等は、以下のとおりとしてください。

1) 形式

技術提案書は、A4版(縦)、原則として1行の文字数を45字及び1ページの行数については35行を上限として下さい。関連する写真等を掲載する場合には、目次の前として下さい。

2) 構成・分量

上記「1.技術提案書の構成」に記載した頁数を上限として作成して下さい。

4. 経費積算に係る留意事項

本業務に係る経費を積算するについては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン(2022 年 4 月-2023 年 4 月追記版)」(以下同じ)を参照してください。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html)

(1) 本案件に係る業務量の目途

「第3章 技術提案書作成要領」の2.(2)に記載している機構が想定する業務量の 目途を参照して下さい。

(2) 別見積

以下の費目については、入札金額には含めず、別見積書として作成し、「8. (2)提出方法」に基づき提出してください。

1)新型コロナウイルス感染対策に関連する経費(海外旅行保険の一部費用、PCR検 査代及び隔離期間中の待機費用等)

(3) 定額計上について

<u>以下の経費については定額で計上を求めることとします。定額計上分は契約締結時に</u> 契約金額に加算して契約しますので、技術提案書の提出時の見積には含めないでください。 定額として計上する経費は契約開始後に内容を確定します。精算報告の対象となり、 証拠書類に基づいて実費精算します。

		対象とする経費	該当箇所	金額(税抜き)	金額に含まれる範囲	費用項目
•	1	資料等翻訳費		500, 000 円		一般業務費

(4) ランプサム(一括確定額請負)型の対象業務

本業務においては、「第2章 特記仕様書」で指示したすべての業務を対象としてランプサム(一括確定額請負)型の対象業務とします。

別紙3:評価表

評価表

評価項目	評価基準(視点)	配点
1. コンサルタント等	Fの法人としての経験、能力	1 0
(1)類似業務の経 験	 類似業務については実施件数のみならず、業務の分野(内容)と形態、発注業務との関連性並びに実施国の類似性に鑑み総合的に評価する。 類似業務はJICA発注業務に限らず、国際機関等での類似案件業務経験も評価する。国際機関や途上国政府機関からの直接受注については、業務実績の多様性等の観点から、高く評価する。 国内における類似業務も、業務内容の類似度合いに応じ海外業務に準じて評価する。 概ね過去10年までの類似案件を対象とし、より最近のものに対し高い評価を与える。 	6
(2) 当該業務実施 上のバックア ップ体制(本 邦/現地)	 現地支援体制や社外有識者の支援など、業務の質・効率向上のための体制が整備されているか。支援内容が具体的か。 IS09001 等の品質保証システムの認証を受けているか。 安全管理、報告書作成体制(校正や翻訳の質を確保するための体制)が整備されているか。 	3
717 -57,457	● 次世代育成支援対策推進法に基づく「くるみん認定・プラチナくるみん認定」、若者雇用促進法に基づく「ユースエール認定」、女性活躍推進法に基づく「えるぼし認定」を受けている場合は評価する。	1
2. 業務の実施方針等	F .	5 0
(1)課題に対する 現状認識	 提示した課題について、広い視野から全体像が把握されているか。 課題について総花的な記述ではなく、課題の核心を捉えた記述となっているか。 抽象的な記述ではなく、具体的な事例や統計データ等に基づいた記述となっているか。 記述内容について、適切に出典を伴った根拠が示されているか。 	20
(2)業務実施基本 方針の的確性	 業務の目的及び課題認識等に基づき業務実施のクリティカルポイントを押さえ、これに対応する業務方針が示されているか。 途上国での業務という制約条件を適切に認識した業務実施の実現可能性や作業の具体性が確保されているか。 	20
(3)作業計画の妥 当性	● 提示された業務実施基本方針に見合った作業計画となっているか。● 作業計画を実施するのに十分な業務従事者が配置されており、担当分野の構成が適切で業務実施上重要な専門性が確保されているか。	1 0

3. 業務主任者及び業務従事者の経験・能力		
(1)業務主任者の紀	経験・能力: 業務主任者/道路交通計画	4 0
イ 類似業務の経 験	 類似業務の多寡、類似程度や関連業務実施の経験等に鑑み総合的に評価する。 類似業務は機構の発注業務に限らず、国際機関等での類似案件業務経験も評価する。国際機関や途上国政府機関からの直接受注については、業務実績の多様性等の観点から、高く評価する。 国内における類似業務も、業務内容の類似度合いに応じ海外業務に準じて評価する。 最近10 年程度の経験にプライオリティをおき評価する。 	1 6
ロ 対象国・地域 での業務経験	評価対象となる業務は海外業務全体とするが、視察、学会 出席等は含めない。発注業務の質、効果効率の向上につながる経験を重視す る。業務従事の長短を考慮する。	4
ハ 語学力	● 指定の外国語レベルについて、検定等の成績を評価基準 に照らして評価する。	6
ニ 業務主任者等 としての経験	● 最近10 年に実施した業務主任経験(副業務主任経験を含む。)にプライオリティをおき評価する。 ● 海外業務の経験を国内業務に比し高く評価する。	8
ホ その他学位、 資格等	● 過去に発注業務と関連性の強い学歴(専門性)、資格など があるか。	6